

第五回國會 大藏委員會會議錄 第十八号

昭和二十四年四月二十一日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事小峯 柳多君 理事島村 一郎君

理事塚田 十一郎君 理事宮崎 靖君

理事田中 織之進君 理事荒木 萬壽夫君

理事風早 八十二君

石原 登君 岡野 清豪君

小山 長規君 北澤 直吉君

佐久間 徹君 前尾 繁三郎君

三宅 則義君 吉田 省三君

富腰 喜助君 河田 賢治君

内藤 友明君 河口 陽一君

出席政府委員

大藏事務次官 中野 武雄君

(主税局長) 平田 敬一郎君

大藏事務官

委員外の出席者

議員 松永 佛骨君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

参考人(國立東京第一病院院長) 坂口 康藏君

國立病院特別會計法案を議題とした
します。本案に關しましては、先般來
質疑を繼續し、なお厚生委員會との連
合審査會を開いて審議をして参つたの
であります。種々問題がありまし
て、本委員會としては、結局一般民間
の意見を聴取した上で、本案に対する
態度を決定することにいたしました。
本日出席をいただきました参考人の方
は、國立東京第一病院院長坂口康藏氏及
び全日本國立医療労働組合委員長堀江
信二郎氏のお二人でございます。参考
人の方におかれましては、本案に
關する率直な意見の開陳をお願いいた
したいと存じます。それではこれより
本案について、参考意見を聴取いたし
ます。國立東京第一病院院長坂口康藏
君。

○坂口参考人 私は別にこの法案に關
しまして研究もいたしておりませんの
で、どうも御質問である
かというところが、まだ私にはよくの
まておりませんが、何かある箇條に
ついて御質問をいただきますと、もう
少し具体的なことが申し上げられると
思います。一般的にこれについて何か
意見を言えというものであります。私
はこれはどういふ趣旨から特別會計
になつたかというところにつきま
して、よく存じておらないのですが、もしも
大藏省當局の方で、よく民間の人たち
が考へておられますように、病院はやり
方によつては自給自足ができるから、
をういふ方向に持つて行つたため
に、特別會計にした方がよいのだらう

という考へであるとするれば、これは
どうもたいへんな間違ひじやないかと
いうように考へております。しかし、
もしも皆さん方が病院を理想的に経営
して、國立病院としての使命を十分に
果たすためには、當然これは赤字が出
るものであるということを十分に御
解になりまして、一般會計の方から相
当の補助金は出す。しかしまた特別會
計には特別會計でむろんよい点もござ
いますから、その特別會計のよい点だ
けを十分に生かして行くのだというこ
とでありますならば、これもけつこ
うと思ひます。結局特別會計がいい
か、一般會計がいいかというやうなこ
とにつきましては、大藏當局、厚生當
局のやり方によりまして、よくもなり
悪くもなると思ひます。お聞きです。

実は私は、大藏當局の方で特別會計に
するといふことの根本的な御趣旨につ
いてはわかつておりませんので、これ
でよいとか、悪いとかいふことを、私
としては申し上げることはできぬと思
ひます。私が大学におりましたとき
に、やはりあそこが特別會計になつて
おりました。それは政府から相當
の補助金をもらつて、特別會計をやつ
ておつたのであります。いろいろ一
般會計よりも都合のよい点もございま
した。しかし今度の國立病院につきま
しては、私は相當の赤字が出るという
ふうに考へておりますから、一般會計
の方から相當の繰入金があるという條
件のもとにおいては、單純な一般會計
よりもよいかと存じます。そういう
点におきましては、第十八條の附則に
なつております第三項に「政府は、こ
の會計の歳出の財源に充てるため必要
があるときは、當分の間、一云々とい
うことがございまして、これは
永久に相當の補助金を出して繰入れて
行かなければならぬものと思ひま
す。だん／＼医学が進歩いたしますに
つれて、医療費といふものはだん／＼
高くなつて参りますので、一般會計の
繰入金というよりなもの、だん／＼
と多くなつて行かなければならぬ性
格のものであると思ひます。これを當
分の間」といふ言葉を使つていふこと
はどうかと思ひます。
それからこれは本則に繰入れるべき
ものであるといふふうに私は考へま
す。それで少し余談になるかも知れ
ませんが、從來の一般の國立病院と
か、そのほかの組合病院などの様子を
見ておきますと、何か病院といふもの
は經營の仕方によつては黒字になる。
黒字にすべきものである。從來の縣立
病院などでも、病院で上つた収入をほ
かの方にまわしておつたやうな所があ
りました。それが、そういう考へ方が
國民の間に大分廣がつておるやうに思
ひます。これは根本的な間違ひである
と思ひます。昔は医療費といふものは
病人もしくは家族が當然負担すべきも
ので、もしも負担し得ない場合には、
何か慈善團體、宗教團體あるいは國家
なりが、それを補助してやるというや
うな考へ方であつたやうであります。
そういう場合でありますと、自分のふ

ところの許す限りにおいて、出してや
らないよりはましだといふやうな考へ
方でありましたけれども、だん／＼社
會の制度が発達して参りますと、これ
は皆さん方十分御承知のことでありま
すが、病人ができれば、ちやうど指に
とげを刺したやうなもので、全体の活
動に妨げになるのでありますから、一
日も早くその病人を取除いて、社會全
体の機能と能率をよくし、また安寧を
維持して行くためには、本人が金が拂
えても拂えなくても、とにかくその病
人を社會から除いてしまふことが必要
なので、これは國家の責任でその病人
の完全な診療をするといふやうにしな
ければならぬ。そういう点におき
まして、國立病院が十分にその使命を
果たすためには、相當の金額を一般會計
の方から補助していただくなければ、
十分の使命達成はできぬかと思ひま
す。それが根本問題でありまして、そ
のやり方につきまして、一般會計か、
特別會計かといふことにつきまして
は、これはまったく大藏當局と厚生當
局とのやり方いかんによつて、よくも
なり、悪くもなると思つております。
そういう十分な補助金があるという條
件付におきましては、私は私に特別
會計に反対はいたしません。が、初めに
申し上げましたやうに、もしも特別會
計にするといふ出発点が、將來自給自
足といふことを目標とするといふこと
であれば、これはたいへんな間違ひで
あると考へております。
なお、どういふことを申し上げてよ

いかよく私わかりませんで、何か御質問がありますればそのことについて御返事申し上げることにいたしたいと思ひます。

○川野委員長 ただいまの御意見に対して質疑はあつたものといたしまして、次に全日本国立医療労働組合委員長堀江信二郎君。

○堀江参事人 私は国立病院と療養所の現場に奉職しております三万名の職員、この今回実施されようとしている特別会計なるものに対する意見を述べさせていただきます。

まず私も最も憂慮していることは、今回実施される特別会計制度によつて、従来の国立病院の性格がかわつてしまふということをも最も憂慮しております。御承知のように、全国で九十七ある国立病院は、約二万四千の病床を持つておりまして、月平均延べの患者数は約六十万余、それから外來の患者の延べは月五十万余。その患者を分析してみますと、生活保護法による医療給付による患者が約五〇%を占めております。それから社会保険の患者が約二〇%、次に生活保護法にも社会保険にもよらない患者、これは厚生省のはからいによりまして、そういう患者は全額免除してあるのであります。そういう免除している患者は約一〇%、これらの生活保護法、社会保険、全額免除の患者は計八〇%の延べでありまして、しかも国立病院におきましては、社会保険についても割引しております。これは入院の患者に対しては約一五%、外來の患者に対しては、一〇%一般よりも割引しておりますのであります。さらに厚生省の権限においての減免規定というものを一つつておりまして、拂えない患者に対しては段階を付けて拂ひ得るようになくあいに処置しておるのであります。

こういうぐあいに、ほとんどの部分がこの社会保険、生活保護法の患者を積極的に扱つて来ておる国立病院というものが、一般の大家からどういふぐあいに見られ、扱われて来ておるか、と申しますと、最もよい具体例は、これは私が直接扱つた問題であります。名前にはあつては上げませんが、ある代議士の方なのであります。その代議士の方が自分のお嬢さんが結核になつて、月々約六千円ずつ使つておられたわけなのであります。ところがそれが非常に自分としては身にこたえて來られた。けれどもそういうことを外部に發表するわけにも行かなかつたのであります。それを国立病院において、減免規定、あるいはまた社会保険、生活保護法、そういうものによつて收容していただける、みていただけるというところがわかりまして、そういうぐあいに処置したのであります。ところが、そういうことをされた結果、その代議士の方が身にしみて、国立病院の意義というものをよく感じられたといふことがありました。さらにもう一つの例は、相当裕福な家庭の人でありますけれども、その方が一人の病人のために月約三万四から三万円の治療費を使つておられた。そして昨年の秋ごろまでその一人の病人のために、約四十万円使ひ切つてしまつた。とうていこれではやつて行けないといふことで、民生委員の方に泣きついたのであります。そういう相当裕福な人が一人の病人を何とかまかない切れないで、民生委員に泣きついて国立病院を利用して來た。こういうことがありました。この二つの例から見ても、国立病院が從來果して來た役割について御承知願ふと思ふのであります。

すでに御承知のように、アメリカからわれわれは社会保険制度の確立を勧告されております。なおまた厚生省におきまして、民主主義國家における医療のあり方というものが、社会保険を根本にして打立てられなくちやならないといふことは、皆様もすでに確認されていることと思ふのであります。從來果して來た国立病院の実績は、非常にゆるいものではありましたが、今申し上げましたような八〇%の生活保護法、社会保険、全額免除、こういう人々を積極的に吸収して扱つて來てゐるわけでありまして、これが国立病院の性格であります。この性格を明確にして、さらにこれを強化して行くといふこと、このことをわれわれの任務であります。なおわれわれ以上に厚生省、大蔵省、さらに國會の任務でなくちやならないものと、われわれは考へておるのであります。この性格そのものが今回の特別会計制度によつてかわるのではないかと、いな、われわれがいろいろ研究した結果かゝると思つてゐるのであります。まずそれを第一点として申し上げます。

第二点といたしましては、今回特別会計制を実施するに於いて、大蔵省當局も、厚生省當局も、十分やり得るといふ自信を持つてゐるというところを言つておられます。その根拠は昨年度の歳入歳出の実績を、唯一の根拠としておられるのであります。昨年度の歳入と及び今年度の見通しにつきまして、われわれはこう思つてゐるのであります。まず今まで国立病院の入院患者の五〇%を占めておる生活保護法の患者について見ますと、昨年度生活保護法に使われた金は八十九億四出されておりました。その八十九億の三八%が医療給付の方に支出されておるわけでありまして、ところが本年度は百十四億が組まれてゐるわけでありまして、しかし若干減じてゐる生活保護法の金も、おそらく今年度においては相當の人員整理、行政整理、失業者の繰出、そういうことによりまして、むしろこれは医療給付に使用よりも生活扶助に使わなければならないといふことを、まず見透しとしてわれわれは考へなくちややならぬと思ひます。

さらに生活保護法の適用ということ、市町村の財政の狀態によりまして、市町村が生活保護法を適用するといふことを言わなければ、生活保護法の適用はできないのであります。ところが御承知のように、本年度の市町村の財政狀態は、昨年度より以上にきゆうくつになるというところを、われわれは断定しなくちややならぬと思ひます。しかも生活保護法の最近の状況を見ますと、東京の第二病院の例をとつてみますと、入院患者四百十五名のうち、生活保護法の適用者は百十四名あるものであります。その百十四名のうち、旧軍人だつた人が四十五名、引揚者が十三名、一般の人が五十六名、こういうような生活保護法の適用者のうちの旧軍人だつた四十五名の適用者に對して、最近に至つて十七名の人が保護法の適用を停止されてしまつた。しかもその停止された月を繰つてみまると、昨年の七月ごろから一人、二人と徐々に打ち切られて來たものが、今年の三月に至るや、急激に九名というものが、生活保護法の適用を停止されてしまつたのであります。これは四十五名の患者のうち、十七名停止されておる。全般に見ましてこのような狀況に生活保護法の適用が打ち切られようとしております。このように生活保護法の今後の見通しをいたしまして、なおまた現在打ち切られようとしておるやういふ情勢から判断いたしました。現在五〇%を占めてゐるこの生活保護法の患者、これは五〇%をはるかに下まらざるを得ないといふことが、われわれには予想されるのであります。そうすると、この生活保護法に適用できない人は、當然減免によつて無料の患者に扱つてやならなくちややならぬといふことになりまして、さらに社会保険の問題にいたしまして、健康保険においては昨年十億の赤字が出ておるといふことを聞いております。そういうぐあいに、この健康保険の運営そのものが非常にきゆうくつになつて來ておる。円滑を欠いて來ておる。従つて保険から入る金というものは、二箇月、三箇月遅れておるのであります。さらにそれが不円滑になるといふことをわれわれは予想せざるを得ない。そういうことたよなくあいに、この収入の八〇%を期待してゐる生活保護法、社会保険からは、当然今まで通りにそこから歳入が上つて來るというところを期待してはいけません。こういうことをわれわれは断定せざるを得ないのであります。さらにそれでは生活保護法、社会保険によらない患者ならば、自分の費用で出させたいといふやないかといふことを、お考へになるかもしれませんが、

しからば自費でもつてやつてゐる患者がどういう負担をしているかと申しまゐると、大体これは最低で一万九千七百円ぐらい拂つておるようでありまゐす。しかも先ほど申しましたように、これは最低でありまして、一般の病院にかかつておる人ですと四十万も一つの病院に使つて、民生委員に泣きつゝいたというふうな状態でありまして、自分の費用で負担し得た人でも、今後はどうして自分の費用で負担し得ないで、むしろそういう割に裕福な人たちが、民生委員に泣きついて来ておるやうな状況であつて、今後自費の患者をより多くとるということも、なか／＼これは困難な問題じゃないかということも予想されます。そういうぐあいに、

昨年度の収入によりまして、今年も当然それを上げるんだというやうな根拠、これについてはその根拠がはなはだ薄弱だ、あまりにも樂観しておる、検討が足りないといふことを申し上げざるを得ないのであります。しかしもちろ／＼職員が収入を上げるといふことを、しつぱつておるとか、怠るとか、妨害するとか、そういうことでは絶対ないものでありまして、現にわれ／＼末端にいる職員といひましては、一人々々の患者の生活保護法の適用のために、各市町村を駆けずりまわつて、一人々々の患者の苦情、状況をこま／＼と説明してまわつて、一月々々生活保護法を延ばしてゐるためにお願いしておるのであるとして、それは非常な努力を拂つておる。決してこの収入を上げるということをして、しつぱつておるものではないといふことを、一應御承知願ひたいと思つておる。こういう

たぐあいにやり得るといふ自信を持つておる根拠、収入の面についてわれわれは非常な不安を持つておるといふことを第二として申し上げたい。

それから第三といひまして、これを実施することによつて、運営そのものが完全に営利化して行くといふことを申し上げたい。これは国立病院に對しまして、実は昨年の春、歳入といふものの目標を示して来たのであります。今まではできるだけとれる人からとつてほしいという程度のものが、昨年の春はつきり目標を示して来た。何％／＼と目標を示して来た。そのとたんに施設側におきましては、そういう目標を示されたことによつて、どうしてもそこまで上げなくちゃならないといふやうな心理的な影響を受けまして、ある施設におきましては、その収入にこぎつけるために、一等病室とか、二等病室、こういうたやうな特別な病室をつくることを始めたわけなのであります。そういうたやうに収入の目標を示すことに対してだけでも、こゝういふ反響を呼び起しております。ましてやこの生活保護法、それから社会保険、それから自費の患者、これは今後の見通しから見ましても、特別会計といふ今回の案に組まれておる約七〇％のこの歳入を是非でも上げるために、どうしても拂える患者のみを吸収しなくちゃならないということになるわけでありまゐす。そのためにはさういつたやうなうかる人だけを目標に吸収しないと、七〇％是非でも取らなければ運営ができませんといふわけを取るためには、さういつたやうに完全職員制の維持が営利化の方向にどうしても行かざるを得ない。そういう影

響を受けるということわれ／＼ははつきり申し上げたい。厚生省といひましては、これは大丈夫だ、大丈夫だといふことを先ほどからしきりと申し上げておるやうでありますけれども、私ども職員といひましては、実は三年來厚生省當局に對しまして、軍病院から引継いだ国立病院を、文字通り國民全部の病院たり得るやうに、整備拡充してほしいといふことを、こま／＼と常に意見を具申しして来たわけなのであります。しかしそれに対しては、いろいろ予算の関係もあるのではありますやうが、從來の軍病院の當時からほどんど何ら整備拡充については前進しておりません。むしろ政府當局としてやるべきことは、かつての軍病院を文字通り國民全部の病院たり得るやうに、模様がえするといふことに努力しなければならぬのであります。しかしさういふことすらやり得なかつた。

だからそのために現在いる／＼な欠陥も見えますけれども、その欠陥は直すべきことを直さないで置いたといふ欠陥なんでありまゐす。そういう事態を拾收できなかつた厚生省當局は、大丈夫、大丈夫と言つておりますが、しかしわれ／＼末端の職員といひましては、從來の経験からいたしまして、厚生省及び大藏省が営利化しない、大丈夫だといふ保証に對しまして、今申し上げましたやうに、非常に憂慮しております。ことに最近におきまして、この國會において特別会計制が実施されるところといふやうなことが出たために、方々の病院におきましては、職員の医療費徴收の態度が非常に強硬になつて来たといふことを、患者側は具申ししております。直接これは患者からわれ／＼の

方に申し出ている声であります。今申しましたやうに、まず完全に営利化して行く。これは勢いとしてそうならざるを得ないといふことを、まず申し上げておきます。

その次に、社会保険、生活保護法、それから無料、こゝいつた患者を締め出す傾向になるといふことを申し上げます。これは先ほどから申し上げておりますやうに、この特別会計制によつて運営する場合には、その與えられたわくを是非でもとらなかつたならば、運営はできないわけでありまゐす。そういう意味におきまして、まずさういふ金をあまり十分拂ひ切れなない、さういふ方々の患者、社会保険の患者、無料の患者は締め出すと言つたやうな傾向が、自然の勢いとして生れて来るといふことを、まず申し上げたいと思ひます。

これは医療の質と内容とが低下するといふことを、従来一般會計に對して非常に予算がきつ／＼つてありまして、この医療の面につきましては、良心的にやり得たといふことが、唯一のとりえであります。ところが從來も予算が少いために、ベニシリンといふやうなものはすべて患者の自己負担にさしておつたやうなわけでありまゐす。ところが今度はこのベニシリンのほかの藥品なども拂えない患者には、さういふやうでやれないといふ場合もあると思ひます。さらに国立病院をよりよくして行くためには、さらにより以上の研究を遂げなくてはならぬわけでありまゐす。さういふ研究費も患者の収入の中から研究費をたくさん見積らなければ、さういふ研究を行けないといふやうな状態になる。こゝういふことをありますから、お医者さんの良心をいふものが経営費のために非常に制約されて来る。だから医療の質と内容の低下を來すといふことは、これは必然の結果であるといふことを、われ／＼は申し上げたいと思つておる。われ／＼

その次の問題といひましては、国立病院の施設の整理といふこと、廃止といふことが自然の勢いとして出て来るを得ないといふことを申し上げたい。といふのは、過去においてもすでに厚生省側の意見、大藏省側の意見としてさういふ意見が出ておるのであります。國會においてはさういふことはないと否定されておりますが、實際においてさういふことが出ております。現に今回の特別會計制が厚生省内で論議されておる際においても、厚生省内においてはつきりと今後の国立病院の施設の整理といふものは、特別會計を組むことによつて手入らずにやれ得るといふことを、放言してゐる声もあつたのであります。こゝういふことは、さか／＼収入の上らない施設は、当然仲間同士の中からじやまにされて来る。収入の上る施設は収入の上らない施設に、自分の働いたものをわけてやるといつたやうな傾向には決してならないで、むしろさういふものをじやまにして来る。さういふやうな傾向から当然この仲間同士から、さういふ収入を上げ得ない施設は整理したらよいだらうといふ声が出て来る。こゝういふことを予想しておるやうでありまして、収入の上らないといふことは何も職員が怠慢であつて上らないといふことじやなしに、さういふな隘路があるのでもありまゐす。さういふやうな隘路に對し

まして今まで何ら手を打たないで、そういう収入が現に上らないということだけで、仲間同士からじやまにされるようなやり方が、特別会計制の中に含まれて来るというのを、われわれは指摘しなくてはならないと思うのであります。

以上いへば述べましたが、私どもは特別会計制に反対するのは、何も一つのイデオロギーの立場から、反対しておるのではないのであります。現にこの国立病院というものが、どういふ人たちに利用されているかというところをお考え願えれば、おわかりになると思うのであります。今現にこういう患者はおそらく日本の大部分の人と思

います。そういう人たちが今後安心して、またわれわれが積極的にそういふ人たちの医療を、心配なく引受けてやれるような状態を、われわれはこの場合むしろ強化したいという気持ちから、申し上げておるのであるというところを御了承願ひまして、ぜひひとつ国立病院の性格をかえないうで、さらにむしろ今後これをより拡充して行く。しかもこれが社会保障の医療の面における基盤になり得るようによつていた

きたいというのを、特に希望をつけ加えまして私の意見を終ります。

○川野委員長 以上お二人の意見に対して質疑があればこの際発言を許します。なお質疑は簡潔に願ひます。風早八十二君。

○風早委員 組合委員長の方にちよつとお伺ひいたします。今公述なさいましたことはごもつとも千万だと聞く信するものであります。しかし、積極的にどうしたらよろしいか、どうすべきかというあなたの方の御主張、御要

求をぜひ聞かしていただきたいと考えます。

○堀江参考人 そういう具体的な問題につきましても、組合といたしましては、医療対策委員の中で非常にこまかいものをつくつておられますが、これは後ほど皆さんの方にお届けしたいと思つております。

○川野委員長 ほかに御質疑ございせんか。――なければこれにて参考意見の聴取を終ります。

これより議案の審査に入ります。国立病院特別会計法案に対して質疑を続行いたします。ほかに御意見はございせんか。――なければ本案に対する質疑は打ち切ります。

○川野委員長 次に昨日説明を聴取いたしました税法二件を議題といたします。

まず酒税法等の一部を改正する法律案に対する質疑に入ります。質疑に入るに先だちまして主税局長平田政府委員より、案の説明を聴取いたしたいと存じます。平田政府委員。

○平田(敬)政府委員 税制改正に関する法律案につきましては、お手元に法律案要綱というのを配りしてある次第でございますが、この要綱につきまして若干提案理由の説明を補足いたしまして、御説明申し上げたいと存じます。

まず方針といたしましては、提案理由でもよく御説明申し上げましたように、税制につきましてもさしあたり現行税制を踏襲して、根本的な改正は將來の研究にゆだねるというふうにいたしております。これは近くアメリカからシヨープ・ミッシンが見えまする

ので、その際に政府といたしましては極力妥当な税制が樹立できましように、万全の準備を目下進めつつありますが、その結論によりまして税制の全般的な改正を行うことに相なるかと考

えている次第であります。しかしながら部分的に申しますと、この際改正をしていい事項が相当多数ございまして、さような点につきまして今回法律案としまして、まとめて提案いたしたような次第でございます。直接税につ

きましては実は御存じのようにほとんど改正がございせん。ただ間接税、なかんずく酒税と取引高税につきましては相当な改正でございます。その他諸税につきましても若干の改正を行いますとともに、新たに揮発油税を今

回創設することに相なつたのでございす。以下各税の要点につきまして若干提案理由を補足しまして、御説明申し上げたいと存じます。

まず所得税でございますが、所得税につきましても現在の税法では四月と七月と十月と一月の四期に、それ

の四分の一ずつを納めることに相なつておりますが、その建前を本年度は三回にわけて、六月と十月と翌年一月の三回としまして、それ

の三分の一ずつを納めるといふことを納めるということにいたしておるのでございす。これは一つはいろいろ予算、税制等の点が遅れましたのと、もう一つは従来から一月の確定申告に対する更正決定が行われて、課税が少し遅れております点も考慮いたしまして、大体第一期を六月にし、第二期を十月にし、それから確定申告は今

まで通り一月としまして、それ

の三分の一ずつ徴収するというようにいたしますことが、現在の納税者の実情

並びに所得税の行政の点から行きまして、最も妥当であるという考え方が

案いたしました次第でございます。

その次は法人税でございますが、法人税につきましても、大蔵省の税制審議会である研究案を公表いたした

こと、御承知の通りでございますが、これにつきましても相当根本的に検討を要する点が多々ござい

ますので、法人税の根本改正も、やはり来るべき税制改正の際にゆだねることに相なつたのでございす。ただその中でプレミアムに対する課税の問題は、

目下資本金が各法人とも非常に少くして、しかも借入金に相当多い。何と申しましても、この際自己資本を充実さ

せるという必要は、非常に緊急の要請事と考えられますので、このプレミアムにつきましても、この際積立金として積み立てた場合は、全額免除する

ということにいたす必要を認めまして、この法律案を提案いたしたのでございす。これによりまして、各会社は株式を一般に公募する方法により資金を調達するといふことは、相当容易にな

ると私も考えておる次第でございます。その改正がおもなものでございすが、なお従来土地収用法なり農地調整法等により、不動産等を一時に強制的に買収される場合、あるいは買却さ

れる場合がございす。かような場合におきまして、一ぺんに所得が出て来て、その際超過所得税を課税しますと、実際に課税が酷な場合があら

りますので、そういう場合におきましては、普通の所得税、法人税だけ課税しまして、超過所得税は免除するといふような措置が妥当であると考えまし

て、かような改正案を租税特別措置法として提案いたしておるのでございす。直接税の關係はさような点がおもなものでございす。

そのほか最後にございすように納税準備預金の制度を設けまして、この預金の利子に対して所得税を免除する。これは御承知の通り、営業者、農家の方々の納税が今非常に困難である。負担が相当重いために、納税

資金の調達に非常に困難を感じておられるのは、私ども痛切に感じておりますが、平素から一定の額を納税準備預金として積み立てておきまして、それを各納期に納めるということにいた

しますれば、相当重い負担でも、割合に苦痛が少なくて納め得るのではないかと

いう点を考へまして、今回新たに納税準備預金の制度を設けまして、その預金の利子に対しては課税を免除

する。この預金は、原則として納税のためにしか引出しは認めない方針でございす。ただ天災その他やむを得ない事情がある場合におきましては、他の用途に、金融機関の承認を得て引出すことも認めております。その

場合におきましては、本来の目的外に使われることになりましますので、課税は免除しない。租税の納付に充てられる場合におきましては所得税を免除する。かような建前にいたしておるのでございす。

その他なお法律案として、もう一つ実は少し遅れまして準備して、あとで御審議願ひものとしたしまして、加算税の規定を簡素化するための法律案を今準備いたしまして、近く提案する見込みでございす。これはその際に御説明申し上げたいと思ひますが、直

接税につきましては大様さような点を、さしあたり本年度の目下開会され
ておられます国会で御審議を願いまし
て、改正を加えて参りたいと存じてお
ります。

その次に間接税の方におきまして
は、酒税でございますが、酒税につ
きましては、実はこの際相当な改正をい
たしたかどうかという趣旨
で、税率等につきまして改正を加える
ことにいたしております。その趣旨は
この要綱にも書いてあります。よう
に、酒類は原則として自由販
賣とする。その値段は、現在の配給酒
の値段と、現在の自由販賣酒、特種酒
の値段、これとの大體中間程度になる
ような税率にしよう。ただ消費の性質
にかんがみまして、高級酒につきまし
ては相当高目の値段になるような税率
にする。これに反しまして大衆消費に
關する、たとえばビールやウヰスキー
等は比較的安くする。そういうことに
いたしまして、一方においては財政收
入を確保しつつ、他方におきましては
消費の性質に應じて、妥當な價格にな
るようにならねばならないという趣旨で、税
率をきめておる次第でございます。す
なわちここにございますように、清酒
につきましては特級酒を新たに新設い
たしました。これは従来の一級酒の中
で相当品質のよいものがある程度さら
に選別いたしまして、特級酒にいたし
まして、この方は少し高目に、すなわ
ち千五百五十円、現在の一級酒の特種酒
が九百七十三円でございますから、こ
の方は百八十円程度かえつて高くなり
ます。これは全國の銘醸地からよい酒
を特に集めまして、それをまず地方で
予選をやりまして、予選をしたものを

さらに中央に集めて審査をいたしまし
て、その中から審査に合格したものを
特級酒として指定しまして、販賣する
つもりでございます。この品質につ
きましては、大蔵省におきましても相当
責任を持つて賣出すつもりでござい
ます。現在の十級酒の實際の賣行き
状況から見まして、特別に高いよい酒
が千五百五十円くらいでございますと、
大都市方面あるいは地方においても、
ある程度の消化は可能であると考えま
して、こういう制度を設けることにい
たした次第であります。その反面一級
酒につきましては、現在九百七十三円
でございますが、これを九百二十四円程
度に引下げる。もつとも配給酒の値段
は四百八十六円でございますので、配
給酒の値段に比べますと大分高くなる
のでございます。それから二級酒につ
きましては、大體中間程度にきめて六
百五十円、現在特種酒が八百四十円、配
給酒が三百七十八円、そのまん中を行
くということになりまして、六百五
十円にいたしたい。それからしょうち
ゆうにつきましては、現在は特種酒が
七百八十七円、配給酒が三百六十五
円ですが、その中間よりも相当下まわ
つております四百五十四円程度にいた
したい。これは本年度はかんじよ等も
割当が前年に比べて若干ふえておりま
すので、極力安いしょうちゆうを豊
富に供給いたしまして、一方におきま
しては大衆の需要に充てますと同時に
に、他方密造の取締りをやろうとい
うわけでございます。それからビールに
つきましては、一本百三十円程度にい
たしたいと、かような價格になるよう
な税率にいたしております。この値段
は取引高税及び地方税を込めました最

終價格の見込みでございます。ただ
地域によりましては、若干特定地加算
等の運賃加算等がございますので、東
京都等の場合におきましては、あるい
はこれに五円か十円かの端数がつく場
合があるかも知れません。それから價
格の原價計算の必要上、できるだけさ
ような点を考慮いたしまして、ラウン
ド・ナンバーの消費者價格にいたした
いと思つておりますが、若干の狂いが
あるかも知れませんが、おおむねこの
程度の消費者價格になるようにという
意味合いにおきまして、それ／＼税率
を定めておる次第でございます。さよ
うにいたしまして大體酒類につきまし
ては、この際原則として自由販賣にし
まして、配給をやめるといふことにい
たしております。ただ實際問題といた
しまして、労働者や農村等に対しまし
ては、現在も相當配給いたしております
。この値段をこの際上げますと、や
はり米價あるいは労働者の家計、重要
産業の労働者の家計等に重大な影響が
あつて、そのために賃金に響くといふ
ようなことがあつては、おもしろくご
ざいませぬので、これにつきまして
は、大體數量を前年度より二割くらい
減らし、値段は現在の値段をすべし
まして配給する考えでございます。清
酒につきましては、生産費が前年より
も五、六十円高くなつたので、実は
税率をそのまゝにいたしておきますと
五、六十円は高くなるのでございま
す。消費の性質にかんがみまして、特
にこの税率をその部分を引下げまし
て、値段は大體現行價格と同じような
ことになるように、いたしておるの
でございます。さうな点が大體酒類に
つきましての改正のおもなる点でござ

います。
そのほか税法にいたしましては、
密造酒の取締りのために若干の規定を
補足いたしております。その詳細は法
律案をごらんになればおわかりにな
ると思ひますが、たとえば器具、容器
等につきまして、密造にかかわる器
具、容器等は所有者の何たるを問わ
ず、これを没収できるような規定を設
けております。そういうことに關連し
まして、現在の密造の取締りの状況に
應じまして、實際に法律上の欠陥があ
ると認められる点につきまして、補足
的の規定を設けておる次第でございま
す。
それから次に清涼飲料税でございます
が、この税率につきましては若干こ
の際引下げる。大體一石についてサイ
ダーの場合を例にとりますと、現在は
九千五百円の税率ですが、これを八千
円程度に引下げる。現在サイダーの一
本の値段が三十四円くらいですが、こ
れが三十三円くらいになります。業界
の希望からいたしますと、もつと大幅
に引下げてもらいたいという希望が、
大分あるようでございますが、現在の
財政情勢からいたしますと、なか／＼
そう參れないので、私どもこの際清涼
飲料の税率が少し行き過ぎであること
が叫ばれておりますから、この程度の
引下げを行ひまして、極力消費の確保
をはかりたいと考えておるのでござ
います。現在一本三十六円でございます
が、税金がサイダー一本当たり約三円程
度低くなりますので、三十三円くらい
になろうと思ひます。現在は税金が一
本に對しまして、十九円で五割ちよつ
と強なのが、五割弱になるようであり
ます。

それから次に砂糖消費税でございま
すが、砂糖消費税につきましては、実
は昨年の追加予算の際に、外國から輸
入される砂糖にも課税するということ
に相なつたのでございまして、その後
いろいろ先方と話し合ひました結果、
やはりこの際輸入砂糖につきまして
は、非課税にして値段を極力低くした
方が妥當である。一面におきまして
は、今後におきましては、貿易から
一定の換算レートで價格をきめなけれ
ばならぬ事情もあるものでありまして、
この際輸入砂糖につきましては、非課
税にすることが妥當であらうというこ
とで、かようなことになつたわけで
ございまして、これに伴う價格の改訂は、
目下物價廳で検討いたしておるよう
でございますが、あるいは若干現在より
も引下げになる可能性があると考へて
おります。
それから次に物品税でございますが、
物品税につきましては、御承知の
通り、非常に税率が高いので、下げて
もらいたいという要請が、各方面で出
ておるようでございます。私どももこ
ういふ種類の品物の生産がふえて参り
ますと、確かにこれでは業者の方にお
きまして、やりにくいという面は相
當あると思ひますが、ただどうも最
近の財政事情から申しますと、全般的
な引下げをいたすということは、なか
なか困難のように見受けられるのであ
ります。ただしかしながら、この提案
しましたような數種の品目について
も、何としてもこの際若干の緩和をは
かつた方がよろしかろうという考え
からいたしまして、引下げの提案をい
たしたわけであります。これも物品税
全体といたしまして、歳入が減るとい

うことになりますと、なか／＼財政事情とマッチできませんので、この際乗用の小型自動車等の課税品目を、新たに若干追加することによりまして、それによる歳入の増加で歳入の補填をはかりたいと考えております。なお縁茶につきましては、實際上従来従課税でしかも免税点を設けておりますと、非常にトラブルが起きてうまく行かないという点がございまして、この際従量税に組みかえまして、その税率を若干下げるといふ改正案を、提案いたしておる次第でございます。

次は取引高税でございますが、取引高税につきましては、根本的な問題は将来の検討にゆだねることとしたしまして、さしあたり印紙納税制度を毎月の現金の制度に改めることにいたしましたのであります。毎月分の取引金額を翌月十日までに政府に申告いたしまして、申告と同時にこれに対する一％の取引高税を納める、かような課税方法に変更いたしましたのでございます。これは印紙を實際にやりました結果に顧みまして、手続が煩瑣なことから、実際にはなか／＼勵行されなかつたということに關連いたしまして、むしろかような改正をこの際やつた方が、円滑に行われるのではないかと趣旨で、提案いたしましたわけでございます。それからそのことに關連して、あまりにも少額の取引に対しては、毎月納税せしむることはお互いに手数でございますので、この際一月分の取引額が三万円、従つて税額からいたしまして、三百円くらいまでのところは取引高税を免税いたしたいと考えております。それと、いま一つは取引高税につきまして、従来から相当課税除外の要望がござ

いまして、その中で最も大衆の必需的な消費に關係の深い部面で、この際考慮を要する面につきまして、新たに非課税とするにいたしましたのでございます。すなわち理髪は従来は男の散髪だけでしたが、今度は御婦人の方も入れまして理容業全部が対象になる。それから木賃宿等の簡易旅館を除く。それから加工水産物につきましては、この前から当委員会でも問題でございまして、配給されるものの全部を除く。それから、主要食糧や種等の取引を除く。それから葬儀の請負も除くことにいたしております。その他若干、組合間の取引で物調法の適用を受けるものにつきましては、非課税にするという規定を設けることにいたしてございす。さようなことによりまして、この際取引高税を実施して行こうということに相なつたわけでございます。

それから揮発油税につきましては、これは新たに揮発油税を創設することにしたのでございますが、大体揮発油は九割程度自動車用でありまして、一割くらい工業用として使つてい

るようでございます。実際の消費の事情から見ましても、自動車に使つておりますものは現在のほかの燃料に比べて、コストは非常に低いという実情もございまして、大体揮発油につきましては諸外国におきましても、相当の財源を求めているという点を考慮に入れまして、この際小賣價格の従價十割程度の課税をしてもよいのではないかと

いう考え方で、揮発油税を創設することにしたのでございます。この課税はきわめて簡單でございます。製造場または保税地区から引取る際に課税しますれば、完全な課税ができるものと考えております。揮発油税は戦時中設けまして、その後廃止したのであります。現在の情勢にかんがみましてこの際新たに設けて、年四十二、三億程度の税収をあげたいと考えております。

その他につきましては、土地の賃賃價格につきましても、宅地の賃賃價格の簡易補正をやるための法律案を目下準備して、近くこれも提案して御審議を煩わすつもりでございます。これは戦災地の状況が、大分土地の金額が前とかわつておりますし、それを現在の状況になるべく合せまして修正するといふことは、ほかの賃賃價格の全面改訂に先んじてやるべき緊急なことと考えられますので、今税務官廳も非常に所得税その他に追われて忙しい際でございますが、緊急な部面だけ先にやろうというので、臨時宅地賃賃價格修正法案を提案いたしまして、近く御審議を煩わしたいと思っております。その他各税法に若干の補足的な改正がござい

ますが、大要は以上申し上げた通りでございます。あとは御質問によりましてお答えいたします。

○三宅(則)委員 この際ちよつと、主税局長がおいでになりましたからお話しておきたいと思つて、私も大蔵委員といたしまして、この税法を審議するためには、ぜひ租税類集の直税編、間税編、徴収編、財政法、こういうものを参考資料として各大蔵委員に御配付くださるか、もし配付ができないというならば、実費で頒布していただくか、いずれにいたしましてそう

いうお手配をぜひこの際お願い申し上げます。○川野委員長 ただいま三宅君御要求

の参考資料は当委員会に届け出たそうでございますので、あとで届けます。なお政府委員の方にお願ひ申し上げておきますが、当委員会といたしましては、できるだけ迅速に法案の審議を終りたいと思つたので、参考書類等につきましてはできるだけひとつお出しを願ひたいと思つて存じます。

午前はこの程度にいたしまして、午後一時より再開いたします。

午後二時五十分開議

○川野委員長 午前中に引き続き会議を開きます。

税法の審議に入る前にちよつとお話いたします。それはただいま内閣委員会で審査中の大蔵省設置法案につきましては、常任委員長會議の申合せによりまして、内閣委員会と連合審査会を開きたいと思つて存じます。この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようでございますからさう決定いたします。なお連合審査會開會の日時等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思つて存じます。

それではこれより税法二件に關する質疑に入ります。質疑の順位、時間等につきましては、理事会での申合せを厳守していただくこととし、通告順によつてこれをお許しいたします。三宅則義君。

○三宅(則)委員 今回の税制改革につきましては、ショープ博士がおいでになる前提といたしまして、こちらで政府當局が立案されたものであります。それとも根本趣旨は、日本独

得の精神によつてやろうという意味合いで立案されたのですか。その辺を一應御説明願ひたいと思つて存じます。

○平田(敬)政府委員 税制の根本に關する問題、なかんずく直接税に關する問題につきましては、いづれショープ博士が見えましてから、根本的な案をつくりまして提案することとして、今回の案はこれに至らない前におきましても、緊急必要と認められる若干の比較的細目の問題につきまして案をつくつてございす。税制の、なかんずく直接税の諸般の根本問題につきましては、追つて検討した上で提案するということに相なるかと存じます。

○三宅(則)委員 ただいまの主税局長のお話によりまして、現在の立場においてとらえざる税制に關する法律案を出したと伺つたのでありますが、これにつきまして所得税に關しまする現在の状況を、ひとつ資料としてお出し願ひたいと思つて存じます。その辺はいろいろありましようが、御承知の通り勤労者の所得もありまして、一般の事業者の所得もありまして、また特殊階級の所得もあると思つて存じます。それらに對しまする資料はたしかそろつておると思つて存じます。この際ひとつお示し願ひたいと思つて存じます。いかがでありますか。

○平田(敬)政府委員 どういう資料でございすか、具体的に御要求願ひましたら、できる限りすみやかに調製いたしまして提出いたしたいと思つて存じます。

○三宅(則)委員 私の考へるところによりますれば、現在の納税者の立場を考へ

慮に入れまして、実際昭和二十三年度内において所得の決定をなさいました人数、それに対して更正決定をせられた人数及び金額、その後においてこれを修正された点があつたり、あるいは多少割引といふ点か、ないしはそれをさらに審議した結果直された点があると思ひますが、そういうような点で具体的な表ができておるものと思ひますが、もし政府においてありますならば、参考にこれらを示していただければ、審議の都合上まことに便利かと考えますが、いかがでありますでしょうか。

○平田(敬)政府委員 正確なところはまだそろつておりませんが、概数でございますと大体ございしますので、至急調整しまして提出したいと思ひます。

○三宅(則)委員 ただいま主税局長のお話によりまして、後日調査をしてこの委員会に御提出くださるそうでございます。つきましては昭和二十四年度の所得申告並びに納付については時期を六月、十二月、翌年の一月の三期に区別なさつたことは、私としてはけっこうかと存じます。が、政府の方といたしまして第一期にどのくらいとり、第二期にどのくらいとり、第三期にどのくらいとるといふような目安がありましようか。ありませんでしようか。それがありましたらばひとつお示し願ひたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 われ／＼といひましても、本年度は大体現在の状況がそのまゝ横ばいしていると見ておりますので、法律の建前からいいますと、三分の一の額が各納期に入つて来ることを理想にして進めて参りたい。なか

らずに昨年度は、第一期の申告では年間の性格といたしまして、予算に対してはたしか三割弱の申告しか出ていなかったものであります。本年度は極力その申告の宣傳、指導等に努めまして、第一期から相当の税額が申告されるように努めて参りたい。従ひまして私どもとしては、極力税額が三期に等分されて納まるように鋭意努力いたしたい。かように考えておるのであります。

○三宅(則)委員 ただいまのお説によりますと、在來の習慣と申しますか、昨年の実績によりまして、実際に予定申告いたしましたのは、政府の御決定の三割弱であるということを受つたのであります。これは全国的に見てさうであると思ひますが、これを補正いたしますためには、やはり納税思想の涵養が第一であります。私は次のようなことを政府に一べん伺ひたいと思ひるのであります。その事柄は、現在正直者が割合にばかを見る。たとえば年々歳々所得を納める方は、昨年の何倍、そのまた昨年の何倍というように、必ず一旦登録せられた以上はこれが下つたためしがない。こういうのが一般の輿論である。私は信ずる。しかるに終戦以來急にもうけた人、もしくは今までは商賈をしていなかったたにかかわらず、やみ商人になりましてそれが相当蓄積があり、あるいは利益がありましてにかかわらず、その租税たるやきわめて微々たるものである。こういう実情を私は多少知つておるのであります。この点についてひとつ政府当局は鋭意その心情を吐露するとともに、その真相を把握してもらいたいと思ひるのであります。た

とえて申しますと、在來は相當な店であり、あるいは營業いたしておりました。十分なる成績を上げておつた。ところが終戦になりまして以來店は貧弱になり、店員にはひまをとらせる、労働争議がたまに起るといふやうなぐあい。必ずしも從來成績のよかつた会社なり商店なり個人なりが、現在それと同様によいとはいへない。得られないのであります。この点につきまして政府当局の方はさうでありませんか。私が、末端に参りますと、私の申しましたように過去の業績のよかつた者は非常に率が悪くなつておる。しかるに過去の業績のなかつた者が割合に軽く済んでおる。こういう実情があります。が、政府当局はこれを御存じであらうか。どうであらうか。一應お聞きしたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 今御指摘の点がありますことを私も認めておりまして、従ひまして方針といたしましては、それと逆に、終戦後におきまして相當な利益を収めた者に対して、徹底的に調査を加えるということに実は力を入れるべく、昨年度から努力いたしておるわけでございます。相當な成績を上げつたことについては、まだ十分でないというところは御指摘の通りだと思ひます。本年度におきましては、個人の所得税におきまして一定額以上の所得者は、必ずこの実地調査を加えた上で決定するということに持つて参りたいと思ひます。ただ非常に残念なことに、優秀な熟練した官吏が少いといふことあります。従ひまして私どもは、まずいかにしてこの帳簿をほんとうに調査し得る能力のある

役人をつくるか。それに第一に力を入れますと同時に、今申しましたやうに相當な所得を査定する場合におきましては、必ず実地についてよく調べた上で決定する。ことに終戦後の特別な理由で相當収益を上げておるやうな部面に対しては、査察部等の活躍と相まちまして、極力課税の不均衡をなくして参るやうに努めたいと、考えておる次第でありますので、一挙に完全に行くと申すことは申し上げかねますが、できる限りさういふ方向で努力したいといふことを、この機会にはつきり申し上げておきたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今主税局長の親切な御答弁でありまして、そのように實際行われんことを切に希望するのであります。しかし現状をもつて見ますならば、これと大分遠く離れておるものがあります。ですから御参考までに申し上げたい。その一つは昨日も浦和の税務署に参りましたが、そのうちの大部分は三十五歳以下の者でありまして、平均勤務年数は二箇年何とであるといふことを言つておりました。私の選挙区であります愛知縣の岡崎税務署について調査いたしましたところによりまして、やはりこれとほとんど同様であります。最高幹部であります税務署長とか、直税課長、あるいは間税課長ぐらゐまでは、多少の年限は持つておりますが、さうでない者は割合に経験年数が少い。しかもまた二十歳や、二十歳未満の者までも雇ひとして相當な働きをしておる立場にある。ところがこれらの方々はなほ恐縮であります。が、その年齢の点において、また経験の点において、きわめて未熟であると

言わなければならぬ。こういう者が陣頭に立つて決定しておるものが、事實である。私は信じております。そのため往々にして間違ひが起つたり、また不平不満、あるいは不十分な点がありはしないかといふことを考へるのであります。主税局長の先ほどの答弁に於いて、もう一べんその眞相に対する御答弁を賜わりたいと存じます。

○平田(敬)政府委員 お話の通り、先ほど申し上げた通りでございます。が、どうも熟練した官吏が少いといふことは、実は私も税務行政をやつて行く上におきまして、今一番むずかしい点だといふことはお話の通りだと思ひます。そこでできませんならば、できるだけ税金を軽くしまして、その荷を少しするといふことは、これは一つの考へ方でございます。が、遺憾ながらこれは財政の事情からしてできない。それはうしなす。結局におきまして、やはりこの際なるべく早く、すみやかに熟練した官吏を養成いたしまして、指導よろしきを得まして、適切な処置をとる。かようなことに努力するほかに、現状でありまして、本年度におきましてはあらゆる講習の施設等を利用して、極力実地調査の力のある税務官吏をつくるということに、全力をあげてみたいと考へております。それから先ほど申しましたやうに、一定額以上の大所得者に対しては、税務署にあらずして財務局に相當有力なスタッフをそろえまして、そのスタッフをして必ず調べさせるというやうなところを持つて行きたい。さういたしまして、相當大納税者の方面に對しましては、適切な調査が行きわたると考へております。が、極力さうなことに努

力いたしまして、一刻も早くできるだけ不平を少くしまして、税金が納まるように努めたい。かように考えております。

○三宅(副)委員 今政府委員のお話によりまして、まことにき線に沿つておるわけでありまして。またそれを私も期待をいたします。私の試案をここに申し上げまして、もし即答ができませんれば、あとで政府当局で御相談なさつて御答弁なすつてけつこうでございませうが、簡単に申し上げたい。少くとも実地調査に当る人は五年くらい経験を持つ人にしてもらいたいと思ひます。そうして学力の点から言つてもはなはだ恐縮であります。もしでき得べくんば専門学校くらい出た人をその中心としたしまして、これに訓練を與えて実地調査に當つてもらつたならば、いくらかでも早くこれが調査できるのではないかとと思つております。もう一つ申し上げたいことは、この前非公式に局長にお伺ひしたことでありまして、税務署長が決定する場合において、一方的に御決定なさる場合があると思ふのであります。その理由はこの間ちよつと聞きましたが、一月に確定申告いたしましたして、二月に更正決定、三月に徴収しなければならぬから、その時間が間に合わないとおつしやいました。私の試案によりまして、昨年中にある程度まで審議会にかける原案をつくつておいて、二月早々にそれに対して準備工作をしておいて、二月の早々には各市町村から選出せられたる財務協力員でありますとか、あるいは財務調査員とか、所得税調査員といふような制度を設けられて、これらの人によつて定規をきめ、ある

いは差等をきめるということが最も適切な方法であると思ひますが、現在政府当局はさうな意思をお持ちであるかないかといふことを、ひとつ念を押したいと思つてあります。

○平田(敬)政府委員 今最初にお述べになりましたことはまことにものつともございまして、私もできるだけのさうなことに持つて行きたい。ただ今すぐそれを実行しますと、大多數の納税者につきまして実際に手がまわらないといふことになつておりますので、行く／＼はお話の通り相當の経験のある人に限つて、調査するようにするといふことにいたしましたと思ひますが、現状におきましてはそれだけに限りまして、またかえつて遅れるといふようなことで、全部さうなふうにするわけには参らないと思ひますけれども、將來徐々にさういふ方向に持つて行きたいと考えております。

【委員長退席、島村委員長代理着席】

それから後段のお話につきましては、前々からい／＼申し上げておるわけでございますが、一年間の実績を調べるにつきましてはやはり相當な期間がある。ことに数多くの納税者について調べようとするほど、ますますさうなことに相なりまして、十二月までに調べてそれに基づいて一月早々にかけて更正決定をするといふようなところにまで行きますについては、よほどこれは研究してみなければならぬは行かないではないか。従ひましてむしろ先般も申し上げましたように、もう少し会計年度が六月ごろでございまして、あるいはその辺が相當やりよいわけですが、どうも一月の確定申告に

対しまして、とにかく年度内にその不足額を徴収するといふことにいたしました。どうもある程度早くやらざるを得ないといふことに相なりますので、その辺との調整がなか／＼困難のようございまして、従ひまして目下考えておりますのは、更正決定をした後におきまして異議の申立て等があつた場合、よくひとつ責任ある委員の意見を聞いて決定するといふ方式は、どうであらうかといふことでありまして、さういふ案を目下研究いたしております。従ひましてこの案も、実を申し上げますと申告納税制度の本來から申しますと、どうもやはりびつたり来ないところが多々ございまして、税金は納税者が税法に従つて自分が納める。正しくないかどうかは十分熟練した責任ある官吏が調べて決定する。こういふふうになるのが將來の理想ではないかと考えておりますが、その辺の調整の問題と関連しまして、さて実行といふことになりまして各方面にいろいろ意見がありまして、まだ結論を得ていないのであります。極力円滑に徴税を確保すべく諸般の情勢を考へて行きたい、かように存じております。

○三宅(副)委員 まことに御親切な御答弁でありまして、もう少し聞かしていただきたいと思つております。私の信ずるところによりまして、各納税者といふものは、現今の日本人の通念からいいますと、なるべく安くしてもらいたい、安くしてもらいたいといふ一心であらうと思ひます。またとる方から見ますと、これと反対にでき得べくんばある程度まで増徴したい。それが心理であらうと思ひます。聞くところによりまして、アメリカ

カにおきましては物品を販賣いたしましても、賣上高と同時に税金なら税金といふところが別に一つありまして、レジスターにきちんとその税金ができて上つて来るといふふうになつておるさうであります。わが國の現状から見ますと、必ずしもさういふふうになつていないと思ひます。要は國民の納税思想の實質を把握するといふところに、重点があると思つております。たとえて申しますと、正直に申告いたしたにもかかわらず、さらに倍額に増徴せられる。たとへば取引高税もさうであります。所得税も実際これだけの所得しかないにもかかわらず、君たちは長くやつておるから、店が大きいから、経験が深いから、おそろくもつと二倍も三倍もあるだらう、こういふ猜疑心を持つて見る官吏が、往々にしてあるといふことを聞いております。また実際私は見ております。これを匡正せしめたいと思ひますが、政府から嚴重に税務署に對しまして、さうした末端に至りますまで、その精神を、今平田主税局長が仰せになつた趣旨を十分に徹底せしめるように、ひとつ嚴重なる警告をせられたいと思ひますが、現在その用意がありますかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 趣旨につきましては、十分徹底をはかりたいと考えておるわけでございます。であります。が、先ほど申し上げたこと、あるいは三宅委員がお話になりましたことは、いづれも理想でございまして一刻も早くさういふことによつてすべてを解決して行くようになればよいのであります。所得税のわれ／＼の理想は申告納税で、これを九〇％まで納める。あと

の一割くらいをよく調べて更正決定する。かういふ時期が一刻も早く来るよう持つて行きたいと思つております。ただ現在のところはまだ納税者の側におきまして、税法に関する知識が十分でないのと、役所におきまして、先ほどから御指摘のように熟練した官吏が少いので、なか／＼さうな状態に参つていないのでございするが、將來の方向はぜひさうな方向に持つて参りまして、極力円滑にしかも公平に税金が納められるように、持つて行きたいと思つております。それに関連してなお三宅委員は特に御関係が深いのであります。民間におきましても公認会計士といつたような、あるいは相當信用のある税務代理士という制度が發達いたしました。その方々が納税者のよき相談相手になるといふ組織が、同時に他方面において發展するといふことが、私は申告納税制度を育て上げて行くために必要なことかと思ひます。さういふふうな体制が整ひまして、初めて理想的なところに行くと申すのであります。一刻も早くさうな方向に持つて行くべく、全力を盡したいと思つておりますことを、申し上げておきたいと思ひます。

○三宅(副)委員 私の想像するところによりまして、税務官吏の月給はおそらく高くないだらうと思つておる。ところが私が言うまでもなく相當な身なりをいたしたり、優遇されておるかに聞いております。それが那邊にあるかといふことは想像するまでもないことだと思ひますが、これらに對しまして政府当局は嚴重に監督していらつしやることがあると思ひますが、その辺の感想を聞きたい。

第二点といたしまして、更正決定をされたときに異議のあつた人が、審査請求をなす場合がありますが、そういう場合には早く、政府の方もお忙しうございまして、民間の実際を調査せられて、一日も早くそれを解いてやる。それを早く見えて、納税の行くような税金に改めてやる。こういうことを一番希望してやるのであります。往々にして一年も半年もそのまゝにして置く。こういうのがあるかに聞いております。その現状につきまして、ひとつ政府の方で眞に御同情ある御理解のもとに促進せられたいと思ひますが、その辺はいかがであります。

○平田(敬)政府委員 税務官吏の監督につきましては、各財務局に監察課というものを設置いたしております。その連中にしつちゅうまわらせて、監督を加えておるわけでございます。一般の事務の監督につきましても、今年度から特に署長級的人物を相当そろえて、始終各税務署にまわらせて、監督を加える制度を執行いたしたいと思ひます。東京財務局につきましては、本年の二月ごろから実施しまして相場の成績を上げておるようであります。そういうところから見まして、極力そういうようなことのないように努力して参りたいと、考えておるのでございます。何しろ数多い官吏の中でございまして、ときどき間違つたものが出て来ることはなほ残念でございますが、極力さうなことをないように、十分監督を加えて参りたいと思ひます。なおお話しになりました審査の請求につきましては、何しろ相当の件数が出て来るのであります。これは実は率直に申し上げると、調査はどうも十分でない向きが多いようございまして、従つて出て来たものについてはなるべくすみやかに調べまして、かようなものはなるべく早く処理する。しかしわがわがからしないで、何でもかんでも話し合ひで直すということも、かえつて弊害がございまして、やはりできる限りでいいに調べた上で処理するようにしてあります。その例によりまして、調べた上でかえつて増額決定しなければならぬものの中にはあるようございまして、同じ業種で一人そういう者がありますと、あとの問題は自然解決するといつた例もあるようございまして、他方訂正を要するものもございまして、お話しのようになるべく早く処理するようにしております。進捗の数が相当にございまして、進捗がよりよく行つていない現状であります。本年度につきましては遅くとも大体五月一ぱいくらいには、全部片づけるようにやかましく言つております。大体さうやるようであります。特殊なむずかしい件数については、なお若干残つて行くといふことに相なるかと思ひますが、極力御趣旨に沿ひまして善処いたしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今平田政府委員の仰せになつたところでは、五月一ぱい片づける方針でやる。まことにけつてあります。ぜひさういう方向によつて異議の申請のあつたものは、四月、五月に片づけてやるといふ御同情あるお言葉を、現実に各税務署長に対して厳重に傳達せられんことを、特にこの委員会を通じてお願い申し上げておきたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 税務法は法律ではつきり義務がきまつておまして、それを延ばすといふことがなか／＼実はできにくいこととございまして、私ども極力支拂ひの遅れておる方を促進するという方向によつて、問題を解決してまうように、関係方面にも始終さういふ注文をいたしておるわけでございます。その方が遅れたから税金の延納を表面から認めるといふことになりまして、なか／＼ちよつと簡単にないようになさるもので、さうなことは今のところできにくいと申し上げておきたいと思ひます。

○三宅(則)委員 しかば所得税に對しましては、納期のことだけであつて、ほかのことは改正する意思がありませんでしょうか、それもお伺ひいたしたい。

○平田(敬)政府委員 根本的問題につきましては、税率の基礎控除、家族控除、いろいろ控除の制度上につきましまして、前々申し上げておられますように、アメリカのショープ博士が来まして上で、なるべく早く結論を出したいと考えております。いま一点加算税の簡素化につきまして提案する準備を目下いたしております。近く提出し得ると思ひますが、それ以外の点につきま

しては、今回はさしあたり改正する考へは持っております。○三宅(則)委員 それでは法人のごとをちよつと伺ひますが、現在の法人に對しまして、りつぱな法人でありますにもかかわらず相当滞納もありまして、納められない実例もございまして、事実政府当局によつて調べられたところによりまして、わが國の法律によつてきておられます株式会社、合資会社、合名会社、これらに對しましてその数と、納税すべき金額、滞納金額、いろいろあると思ひますが、その調査ができておられますでしょうか、これも参考としてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 昭和二十三年十二月三十一日現在で会社の總数が二十万七千ほどあります。二十二年三月三十一日現在ですと、十二万三千ぐらひでございまして、最近会社の数は大分ふえております。これはいろいろ理由はあるかと思ひますが、私ども極力調査の促進をはかりまして、会社の税金につきましても遅れることのないように努めたい。なかなか今年度におきましては、さうなことにつきましても極力意を用ひまして、なるべくすみやかな決定をして参りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 私の承るところによりますと、法人の方は割合に決定がさくなくつておると思つております。これはいろいろ御都合もあるかと思ひますが、一年に二期の決算であると私は思つておりますが、これに對しましてなるべく早い機会に、御調査をなさつていただきたいと思つております。ともに、またそれに対しても、更正決定をなさる場合も多々あるかと思

ひますが、そういうような場合においても、なるべく法人の方には早く御通知を賜りまして、納税することができまうように、ひとつ促進せられたいと思つております。主税局長から特に各税務署長に警告してもらいたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 率直に申し上げまして、東京財務局管内の決定は大分遅れておるようであります。大阪は割に進捗がよくて進んでおるようであります。これはいろいろ熟練者の関係その他あるようであります。遅れておるようであります。本年度は先般もその担当の課長を集めて、極力決定の促進をはかるように申し渡しておるような次第であります。本年はよほどその点よくつて来ると確信しております。

○三宅(則)委員 ただいまのお話と関連いたしておると思ひますが、法人の増資拂込に因る資金調達を云々と書いてあります。猶面超過金を積み立てた場合におきましては、当分の間その全額を益金に算入しないといふことになりまして、この政府の予算がありましようか。ありませんでしょうか。法律をつくるだけでしうか。実際はどんなふうでしうか。

○平田(敬)政府委員 大体この低減措置によりまして、平年度でたしか十一億ぐらひの減収になります。本年度は途中からでございますから、七億円強の減収を、法人税の歳入予算見積りの際に計上いたしておるような次第であります。

○三宅(則)委員 二番目に「固定資産を買収若しくは收用され又は他に譲渡せしめられた場合について課税の特

九

第一類第七号 大蔵委員会議録 第十八号 昭和二十四年四月二十一日

例を設けること。」とありますが、その辺についても一べん御説明願いたいと思います。

○平田(税)政府委員 これは先ほど申し上げましたように、土地收用法と、あるいは農地調整法とかいう法律によりまして、会社の持つておる不動産を一べんに賣却される場合がありまします。その際におきまして、そのまますの賣却益が乗つて來まして、超過所得税の負担が著しく高くなつて來る。従いまして、こういうものにつきましては普通の法人税を課すれば十分で、特別な超過所得税まで課する必要はなからう、こういう趣旨からいたしまして、かような規定を設けた次第でありまして、ケースとしましては点々とございまいしうが、額としては大した額ではないと思ひます。しかし負担を極力実情に即せしめるために、さような規定を設けたのであります。

○三宅(税)委員 物品税のことをちよつとお伺ひしますが、これを見ますと、ここに書いてありますものだけを今度はおはしなるといふ趣旨でありましようが、たとえば学校で使う学用品といふものは、全面的に物品税からははずしてもよいと私は思つておるのですが、ここに書いてある以外はおはしなざる御意思はないでしようか。

○平田(税)政府委員 実は物品税につきましては、先ほど申し上げました通り非常に要望が多ございまして、税率を引下げてくれ、あるいは免税点を設けてくれ、あるいは課税を撤廃するようにと希望がありますことは、御承知の通りであります。ただいかにせん、今の財政状況からいたしまし

て、なか／＼さうなわけには参らないことはもう御存じだと思ひます。従いまして今回は今度で課税していただきなかつた小型自動車に対して、二〇〇程度の課税をして、それである程度の収入が出て來ます。その収入と大体見合う範囲内におきまして、各種の要望のうち、なるほどこれは優先的に考慮を要するだらうと考へられましますものを拾ひ上げまして、提案をいたしたような次第でございまして、従いまして今回といたしましては、提案いたしました法律案による改正の程度、その点を除きましてはなか／＼困難である。しかし將來必要に應じまして、また財政事情に應じて、理由のあるものは考へて行くという方向で処理したのでございまして、かように考へております。

○三宅(税)委員 私はこの際政府当局の方に聞いていただきたい点があるのがあります。物品税といふものについて、製造者がこれを納めるものと確信いたしておりますが、しかるに過去の商人、製造業者の中においては、全部が全部物品税を納めなくて、七割はなはだしきは六割しか納めないで、あとは横流しした者があつたと聞いておりますが、政府といたしましては、物品税は全面的に納まり得るものであらうと考へておられるか。さういふことは知らぬとおつしやるのでしようか。その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○平田(税)政府委員 私ども査察調査の結果によりまして、抜けておるものがあることは、御指摘の通りでありまして、これは極力課税の適正を期しまして、さういふものを防止すべく努力しなければならぬと思つております

が、調べ方によりましては、相当成績を上げ得るのではないかと考へておりまして、本年度もさうな点はよく勉強いたしまして、極力課税の適正をはかりたい、かように考へております。

○三宅(税)委員 私家であります。政府当局に一つの希望を申し上げたいと思ひます。物品税はもろ／＼製造業者が全面的に納めなければならぬものであります。たゞに悪徳商人、悪徳業者がありまして、これを横流しするといふことがありますから、これをよく嚴重に査察するとともに、納税者自身もその意思をよく体しまして、お互いに間違ひのないようにすることを、特に私は希望いたしておきたいと思ひます。

次に申し述べたい事柄は、取引高税につきまして、はなはだおこがましい次第であります。正直に帳面をつけておつて、実際の取引高税を示したにもかかわらず、政府の方では、その二倍であらう、三倍であらうとか言つて、やかましくおどかされて拂わされたという例を聞いております。さういふ点について主税局長のお考えはいかがなものでありましようか。

○平田(税)政府委員 取引高税につきましても、御承知の通り印紙がなかなか完全に履行されてないといふことは、皆様御承知の通りでございまして、それを放任しますと、まじめに印紙で納めておる人との間に不均衡になります。また歳入予算が確保できないことになりましますから、相当調べまして更正決定をいたす方針にいたしましたのであります。しかしながらこれはあくまでも取引金額をとらえまして、それに対して課税すべきものでありまし

て、よく巷間、とにかく理由なく取引高税を納めてくれ、さういふことを言つてゐる向きがあるように聞いておるのであります。これは全然間違ひでありまして、さういふことは断じてやるべきことではないといふことを、たびたび連絡いたしておるような次第でございまして。

それから取引高税を今回申告納税制度にかえたわけでありまします。これは毎月納税でございまして、所得税なんかと違つて負担は非常に軽いのですから、私は申告で相当納まることを期待いたしておりました。また必ず納まるように極力宣傳もし、指導して参りたいと思ひます。しかし結果において申告で十分納めなかつた人につきましては、やはり調査をいたしまして、適正な更正決定はいたさざるを得ないのではないか、かように考へております。が、極力これも申告で納まることを、私もといたしましては期待いたしたい。さういふ考へておる次第であります。

○三宅(税)委員 たいへん時間をとりまして申訳ありませんが、最後に一言お聞きしたい。取引高税に対する非課税範囲でございまして、ここに理容業とか、簡易旅館業とか、あるいは加工水産云々と書いてありますが、そのほかに國民衛生に最も必要な洗濯業といふようなものも、やはりこの方から取除いてよいと思ひますが、そのお考えがあるかないか。最後にもう一つ、われ／＼といたしまして、納税する義務はもろ／＼承知しております。われわれもでき得べくんばある程度まで進んで納税することは、各人も承知いたしておりますが、一方的に高圧的に

きめられるといふことは、はなはだ不見識きわまることだらうと思ひます。政府当局におきましても、納税申告を認め、予定申告を求められる以上は、決定にあつても本人の意思を十分に尊重し、しかして、それを聞かない者は嚴重にするけれども、ある程度本人の意思を尊重してやるように、帳簿なり、あるいはほかの証拠なりによりまして御検定くださることを、特に希望いたしておきます。はなはだ長い時間質問いたしました。何とぞ親切なる御答弁を賜わらんことを希望いたします。

○平田(税)政府委員 洗濯業について取引高税を免税するようにという要望は、私どものところにも参つておるものであります。ただ取引高税は相當廣く課税する建前の税でありまして、免税範囲をあまり拡張いたしますと、実は物品税とあまりかわらなくなるので、税の性質から行きますと、やはり税率は低いが、相當廣くかつてもやむを得ない、さういふのが取引高税の本來の性質であらうと思ひます。そこでサービス業だから非課税にしてくれといふような要望があるようですが、さういふ理由だけでやるわけに参らないのではないか。洗濯が相當必要なことは私も否認するわけにございませうが、今回拡張したものと比べてはたしてどうであらうかといふことを考へますと、この際相當廣汎に取引高税をかけざるを得ない今としては、どうも困難ではなからうかと考へておるのであります。

それから先ほど來たび／＼申し上げましたように、所得税、法人税その他の申告につきましては、私どもも極力

申告を認めて参りたいという氣持があることは、申し上げるまでもないことであり、申告が事案通り行つていないという例も多数ございますので、取引高税につきましても、実は先般財務局からの報告ですが、財務局に、このよう決定をされては困るとやん／＼言うので、調べに行つたところが、どうもかえつてまだ増額決定をしなければならぬ事情が出て、陳情に来た人がすつかり平あやまりにあやまつたというやうな例もまああるのでありまして、やはり申告だけで行くわけにもいかな。正しい申告はあくまでも認める。そうでないものについては、よく調べた上で更正決定をやる。これを私どものモットーとして極力努力いたしたいと思ひます。

○島村委員長代理 塚田十一郎君。

○塚田委員 誠に御答へを願ひたいと思ひます。三十五分だそうでありまして、実は大蔵大臣と安本長官にお尋ねしたい事柄があるのですが、本日お見えになつておられますので、その時間を約十五分としまして、残る二十分だけを局長にお答へ願ひたいと思ひます。

最初にお尋ねしたいことは、五千四百六十六億という予算を今年お組みになつたのですが、予算はどう御審議になつたか、とうに通過をいたしましたのであります。私どもの感じでは、よくも主税局がこういう数字をおはじき出しになつた。実際おきれるという感じを持つておられるのであります。本会議その他いろいろ質問があつて、大蔵大臣が、今の税法ならば必ずこれだけの数字はとれるという御答弁であつたように記憶しておるのであります。

が、これはどうとういう氣になれば、どんなにでもとれるに違ひないのでありまして、一方は権力を持つておるのでありますし、一方は服従せざるを得ないという立場でありますから、これのありまですけれども、このとれるというところが、ほんとうに國民の負担といふものと考へ合せて、納得しつてらつてとれるやうな形でなければ、これは絶対に正しい意味でとれるといふことではないのでありまして、これは強要することができるといふだけの問題ではないかと私たちは思ひます。そこで一億五千四百六十六億といふこの数字がどういふ根拠において出て来たのかという、明細な資料を頂戴したいと思ひます。それによつて、全部にわたつてはなかつた、いへん、だつたと思ひますので、せめて所得税の中についてだけでも、これも資料がそろえてありますけれども、そこで御説明願ひたいと思ひます。

○平田(教)政府委員 現在の税の負担が相当重いものであるといふことにつきましても、私どももさうな考へでおるわけでございます。別に見解の差はないのでございまして、ただ現行税法をなれないといふことになりまして、実は率直に申し上げまして計算上は大してむりはないのであります。問題は御指摘の通り円滑にそれが納まるかどうか、ここにあらうと思ひます。かゝつて、その点になりますと、これはなかつた、簡単なことではないのであります。私どももあらゆる努力をし、

また國民の方々の御協力を得なければ、なかつた、納まりにくいのではないかと、いふやうに考へておりますが、大體算出の根拠につきましても、先般来予算委員会でもたび／＼申し上げた次第でございます。まず勤労所得税ですが、これは実は最近毎月百億ぐらい現に入つて来ておる。一月が百億、一月は年末調整の関係でちよつと多くなつておりますが、二月が九十四億、三月もおそろひこれに近い数字で入つておると思ひます。この方は、最近の資金の状況等から見まして、予算額千二百億程度の収入は、今の税法を流けるといたしますと、大體何とか確保できるのではないかと考へております。問題は申告所得税だろつと思ひます。申告所得税はつきましては、二十三年度に

度と見まして、所得総額で一兆二百九十一億一千万円、それに対して収入見込額が千六百六十三億、これと、それから配当利子、原稿料等に対する源泉課税が別に三十八億ほどございまして、合せて約千二百億になつてゐるのでございまして、それから申告所得税におきましては、大體農業の納税人員が三百五十四万人と見ております。平均所得が二戸当り八万六千円程度、さういたしますと所得の総額が三千六百八十八億九千四百万円になります。収入見込額四百九十七億、この程度の見込を立てております。農業は納税人員が二百二十八万人、一人当り平均所得が十七万三千円、課税所得の総額が三千九百五十三億、さうして税金を計算いたしますと千七百七十五億、その他事業、商業とか譲渡所得、水産業とかの諸業で、これ以外の事業所得、これが納税人員六十六万七千人、平均所得十一万四千円、課税所得七百七十七億、税金が百六十九億程度見込んでおります。その他、つまり事業以外の所得が、課税所得六百八十一億、税金が五十七億見込んでおられます。總計で先ほど申し上げたやうに千九百億の歳入を見込んでおる次第でございます。これはしかも決定見込額に對しまして、年度内の徴収額を七六％と押えております。前年度は七二％程度に押えていたのであります。若干収入促進はできるだらうといふ見通しのもとに、五％だけ徴収成績を引上げております。その辺が問題といへば問題かと思ひますが、これは極力一方においては申告の意をいたしますととも、他方においては適正な課税その他によりまして収入を確保い

たしたい、かように考へておる次第であります。

○島村委員長代理 お諮りいたしました。この際塚田委員の御了解を得ましたので、厚生委員長代理として松永佛君より、国立病院特別会計法案に關しまして発言を求められております。これを許すに御異議ありませんか。

○松永佛君 委員長の御許しを得まして国立病院特別会計法案につきまして、厚生委員会の経過その他希望條件等を申し上げたいと存じます。

○島村委員長代理 御異議なしと認めまして、松永佛君。

○松永佛君 委員長の御許しを得まして国立病院特別会計法案につきまして、厚生委員会の経過その他希望條件等を申し上げたいと存じます。

○島村委員長代理 御異議なしと認めまして、松永佛君。

○松永佛君 委員長の御許しを得まして国立病院特別会計法案につきまして、厚生委員会の経過その他希望條件等を申し上げたいと存じます。

○島村委員長代理 御異議なしと認めまして、松永佛君。

に對して次のとき修正を施すのを適當と認め、これを厚生委員会の希望として申し上げる次第でございます。すなわち

一、附則第三項中「当分の間」とあるを削除すること。

二、附則第三項及び第四項を本文第十七條の第二項及び第三項として挿入すること。

三、本特別会計運用上、國立病院の經費の不足を生じた場合は、財務當局において適當調整をはかること。

四、本特別会計運用上、將來國立病院の本質に反するがとき支障を生ずる場合においては、政府は特別会計制度を撤廃すること。

五、生活保護法及び社會保險制度の一層適切な運営をはかり、國立病院の運営及びその利用上万遺憾なきを期すること。

以上が厚生委員会におきまして、希望として決定いたしました諸点でございます。どうか大蔵委員会の皆様におかれまして、この厚生委員会の希望を十分お受けくださいますと、万遺憾なき御決議をお願いいたしますと存じます。

○島村委員長代理 引続きまして、塚田十一郎君。

○塚田委員 いろいろ御説明を伺ったのでありますが、私もこの数字自体に、特に事業者の所得に關して、今日の経済の安定しかかつておるといふ實情に照らしてみても、どうしても納得の行かない点が非常に多いのであります。ことに昨年度の平均数字と今年の平均数字を比べますと、非常に

その点は一應意見の違ひということになるであらうから別といたしまして、一つ私どもがここに非常に關心を持つておりますのは、昨年度の統計で政府が御発表になつておる数字を見まして、この事業者の所得に非常なる脱税があるという数字が出ておる。脱税があるという数字は、あるいは正確でないかもしれませんが、要するに國民所得の数字の中に、所得税の面で捕捉されないものがある。そのうちことに營業に關する部分に非常に大きくそれがあつた。そういう数字が政府の発表になつたものにある。私もこれは一体あの國民所得の数字そのものがどうも正確なものであることは、十分これは確信を持つておらぬのであります。しかし何がしかはそういう傾向があるであらうということは、私もこれは想像いたしておる。そこで問題は予算をお組みになるときは全部を頭に置いてお組みになる。ところが實際に税をおとりになるときは、全部がつまらぬ。そうすると、全部の頭において組んだ予算は、つかまる人ただけのところとちやなくちやならぬという實際問題が出て来る。それはも

ちろん第一線の當局が、所得の正確な把握と正確な税法の適用をさえていただければ、予算がどうあろうともそんなことは問題ではないはずであります。が、残念ながら今の徴税の實際を見ておきますと、やはり努力目標というものが、相当第一線には心理的に影響する。そうしてそういうものを頭に置いてやるために、ついには無意識のうちに、悪意はないにしても、そういう傾向がどうしても出て来るのじやないかというのを懸念するわけです。私

が二十三年の数字でもつてく大ざつばに計算してみましたが、平均で背負つてもうらへば、昨年度の数字では九割程度の平均負担になるかと思うのであります。それが捕捉されておる人たちだけで負担をすれば、少くとも倍以上の所得税の負担をしなければならぬというところになつておると思ふ。そういうことも今日の税務機構ではどうしてもできないということであらう。これは予算をお組みになるときに、當然考慮に置いてお組みになつておらないと、数字の上では重くないはずの税が、實際の徴税の上には重くなる。私どもは統計数字などから見て、日本がことに敗戦國民として税がそう重くないはずだという数字を見ておるが、現実に非常に重いという事實を見まして、どこからどういう食い違ひが出て来るかというのを考えますと

きに、今申し上げたような点が相当大きく作用しておるのじやないか、こういうふうに考えておるのであります。この点につきまして、予算をお組みになるときの主税局のお考えをひとつ伺ひしておきたいと、かように考えます。

○平田(敬)政府委員 御指摘の点は、たしかに一番むずかしい点でございます。私どもでもできる限り所得を適正に捕捉して、その上で合理的な税制によつて税金を徴収するということに持つて行くべきものだと思ふ。ただ安本で調べてみました國民所得との間には、実はまだ相当——私もはそれに乗つておるわけではございません。私も國民所得は、あくまでも前年度の決定に對して來年はどれく

らいふえるだろうか。それを最近までの現況に基いて推定したしておるわけでございます。その推定し、引き伸ばす場合の見方は、安本が國民所得を見まするが、基礎自体を安本の推定によつて見ておるわけではないのであります。御指摘の通り、はたしてこの國民所得の計算が正しいかどうかというところにつきましては、相當検討を要する面がございます。きわめて大まかな計画を立てる場合の判断材料としては、これは一つの有力な材料だと思ひますが、今現実に歳入見積りをそれに基づいてやるといふことは、どうも非常に危険だと思ひますので、さうな方法はとつていないのでございます。本年

度におきまして、安本の國民所得に比して、營業者の一人當りの平均所得が二十八万円くらいになつております。私どもの方は十七万円くらいでございます。私どもからはなにお相開きがあることは事實でございます。これは先般予算委員会でもいろいろ問題がございまして、國民所得の見方がいかに悪いか。それからどの方面が一体課税漏れになつておるか。これは非常に検討すべき点があつたと思ひますが、私どもは、とにか今までの課税実績をもとにしまして、それに対して生産物價等の状況に應じて、安本所得を見積り、課税をするという方向で算定したしておるのでございます。本年度所得よりも非常に税収がふえますのは、一つは、税率をすえ置きますと、累進税率の關係で税の負担が高くなる。所得が五割ふえますと、税額は七割にふえて來

る。三割ふえますと、税は五割くらいふえて來る。従つて税率をすえ置くといふことは、率直に申しますと、ある程度増税になつてしまふ。その結果、税額といたしますと、先ほど計算上はそうむりなく税額は出て來ると申しましたのは、さうな点を申し上げたわけでございます。従ひまして納税される側から行きますと、所得のふえた以上税金はふえますので、なか／＼なまやさしいことではないと考えておるわけでございます。が、本年度の徹底的な均衡予算という建前からいしまして、さしあたりとしてはどうもいたし方ない。將來予算の節約をはかりまして、この負担については適切な合理化をはかりたい、かように私も考えまして、できる限り現在の經濟事情に應じた税がでますように努力してみたい、かように考えておる次第でございます。

○塚田委員 次にお尋ねしたいのは、今度この物品税と取引高税に對して若干の品目を改正になつたのであります。が、私どもはこの改正の中にお取入れになつたものと、それから陳情請願その他があつて取入れなかつたものとの間に、どういふ理由で一方は取入れられ、一方は取入れられなかつたか。どうも十分な根拠がないやうな感じを私は持つておるのであります。向か別は大した根拠もないが、あるものだけは取上げて、あるものは取上げなかつた。しかもその物品税などをお取上げになるときに、一方に軽減するものが出てきて、それを穴埋めするのには、どうも非常にむりを起して、他のものにまた新しい税をかけるという措置をおとりになつた。私はこういうやり方を見て

昨年いろいろの方法を考えてみたのでございますが、これはあたりまえと言へばあたりまえなことですが、ぜひそれを適切に実行するというこのために、超過供出をするために、生産者その他にむりな経費を要しておる部分は十

正に調へて、しんしやくして課税するということに相なつたのであります。もつともこれは任意の超過供出の場合でございますので、今回強制的にやらせるとなりますと、若干また考へ方の差をつける余地があるのではないかと、いうことは考えておりますが、ただこの際全部免税するということは、どうもなかなかむずかしいのではなからうか。と申しますのは、これは役人の超過勤務の手当でも同様ですが、ちよつとした職務で超過勤務をいたしますと、三割から三割五分くらいの税金をとられております。右族の勞務者にいたしましては、唐棧り殘業手当をもいらいますと、場合によつては四割も五割も税金を納めておる次第でありまして、そういうものとのバランスの関係と申しますか、ひとつは少しと全部そういうふうなことに波及して來るので、これはやはり所得税法上、いやしくも所得あらば公平に税金を負擔してもらふ。こういう趣旨と衝突いたしますので、なかなか解決に困難があるものであります。それで源泉課税は一つの方法ではなからうか。その点今研究いたしておられますが、これもなかなか所得税の原則から申しまして、源泉課税になりますと、所得の少い人の負擔が重くなつて、所得の多い人の負擔が少くなる。平均のところであらうと、そうなりまして、それを無記名預金の

しなければならぬと考えております。
○内藤(友)委員 それでは匿名供出で
はございませんか。

○平田(敏)政府委員 課税の關係につ
きましては匿名供出ではございませ
ん。最初から私もそういう約束に相
なっております。

○内藤(友)委員 わかりました。それ
だけ聞いておきます。

○島村委員代理 次は風早八十二
君。

○風早委員 まず伺いたいのは申告納
税制度の問題であります。大蔵大臣
はかね／＼この大蔵委員会におきま
しても、申告納税制度を厳守するとい
うことを言っておられたと思うのであ
ります。しかしながら徴収目標額を各財
務局、税務署などに與えておるとい
うことがあるように思われるのであり
ますが、これはやはり天くだりの割当
にならないか、まずお聞きしたいと思
います。

○平田(敏)政府委員 徴収目標額と申
しますか、努力目標額を税務署に指示
しておりますことは、お話の通りでござ
います。これはあくまでも一應の
目安でありまして、税務署が仕事をや
つて行く上において、はたして歳入が
うま／＼上つておるかという場合の、判
断材料にすぎないのであります。対
納税者との關係におきましては、まづ
たく税法のみが唯一の税務署の手段で
ございまして、税法に従つて税務官更
は徴収をし、納税者は税法に従つて納
税すべきものであります。それに従つ
て円滑に徴収ができれば、大体これく
らいの収入があるのではないかととい
ふような目標を示しておるのでありま

て、その意味におきまして一つの収入
の基準とはいはしてはおりますが、それ
以上の何ものでもないということ、
特にひとつ御了解願うようにお願い
したいと思ひます。なお課税につき
ましては極力各地間の権衡、それから
各納税者間のバランスをはかるとい
う意味におきまして、これは私も最近
示したものでございせん。何十年來
事務局が全國稅務署を現実に指導し
た際に示したものであります。たと
えば東京部内におきまして、京橋地区
の納税者は大体どれくらい引くのが正
しいか。これに対して場末の江東地区
はどのくらいであらうかということ
は、多年やつておる方法でありまし
て、それによつて極力課税の均衡をは
かるようにいたしております。しか
しこれとてももちろん納税者に対し
まして、あくまでも税法による所得が幾
らであるということ、所得税は決定
すべきものでございまして、その点
は誤解ないようにお願いしたいと思
ひます。

○風早委員 今お答えでありました
が、なか／＼この問題はそう簡単に片
づけられない性質のものだと思つた
す。一應それで對納税者の關係ではな
い、目安であるといふことを言われ
るのでありますけれども、この点が依然
として問題であるからこそ、実は今回
も予算委員会などに、徴収目標の調査
のための小委員会といふものができ
ておるのであります。何のためにでき
たかといへば、やはりこの目標とい
う問題が非常に問題になるからなので
あります。実際におきましてはやはり目
標額といふものが基礎になりまして、
税務署長や署員といふものの成績が云

云せられ、不成績な署長は左遷せられ
ることも事実聞いておるのでありま
す。これは一つの事例を私は持つてお
りますが、そうした場合に成績のいい
者に対しては褒賞金が與えられるとい
うことは、現在はないのであります
か。その点につきましてお聞きした
い。

○平田(敏)政府委員 一つの努力目標
でございまして、これはなか／＼つ
くり方はむづかしいと思つたのでござ
いまして、もちろん私も完璧なもの
とは考えておりませんが、一つの目安
としまして、非常に徴収成績が悪い場
合におきましては、一つの行き方だと
考へて、実行して来たわけではござ
いませぬ。將來平常になりました場合
におきまして、これをどうするか、ある
いはさしあたり本年度においてはどう
かということにつきましては、よく研
究いたしてみたいと思つております
が、一つの努力目標といたしまして、
一つの目安にいたしております。それ
につきまして相当成績を上げてしま
うと、徴収できた場合におきまして
は、ある程度の褒賞金を交付すること
にいたしております。

○風早委員 その褒賞金の大体の基準
と申しますか、そういうものを告示し
願ひたいのです。

○平田(敏)政府委員 これは各税務官
吏個人に給與としてやることは、いた
さなことにいたしております。全体
としましては税務署の成績が非常に
よいとしましては、ある程度多くの褒
賞金を支給する。それから少し悪い所
は少くするといふような一つの基準を
求めまして、でき得る限り厚生施設
その他に使うような方法で、支給いた

ことにしておるわけではございませ
ぬ。

○風早委員 そうしますと税務署に與
えられることになるわけですか。

○平田(敏)政府委員 署と申しますか
職員全体と申しますか、一つの厚生施
設的な経費として支給することにいた
じております。

○風早委員 大体どのくらい全体とし
て褒賞金の額を計上しておられます
か。

○平田(敏)政府委員 昭和二十三年
度におきましては約三千万円、二十四
年度におきましては約三千万円、二回に
わけて支給する考えでございませぬ。職
員一人当たり千円平均でございませぬ。それ
に差別をつけまして、個々の職員には
渡さないで、職員全体に対して先ほど
申し上げたような用途に振り向けるべ
く支給する、かように考へます。

○風早委員 そういふようにはつきり
お答え願へば、非常にけっこうなん
であります。実は大蔵委員といはし
まして浦和の税務署に監査に参りまし
たとき、そういうものはないといふこ
とを極力言つて否定しておられたので
あります。あつたつてそれはよし悪
しといふことはまた別問題であります
が、あるならばあつたつてさしつか
えのないのです。そういう運用の仕方にも
よるわけでありまして、そういう
ようなことを言われておりますが、一
應建前は對社会的にどういふふうな扱
いになつておるのですか。

○平田(敏)政府委員 昨年もやりまし
て、実は新聞等にも出たようなわけで
別段秘密にはいたしておりませぬ。た
だ個人の給與としては厳につしむよ
うにいたしております。全体の厚生施
設等に使うといふ條件で、交付するこ

とにいたしております。

○風早委員 次の質問に移りますが、
徴収目標額とは別に賦課目標額とい
うものを立てておられるのでありま
すか。その点お伺ひいたします。

○平田(敏)政府委員 これは先ほど申
しましたように、ずつと昔からやつて
いた方法でございまして、大体どの
管内の營業者の平均はどのくらいに
なるのか、農業収益ならば反当り平均は
どれくらいかという意味におきまし
て、課税の均衡を極力はかるためにさ
うなことをいたしております。

○風早委員 ここで翌年度繰越分の二
五％ですか、それから審査請求に對
する訂正分を一五％、こういうふうな減
を見越しておられると思はれるので
すが、これはやはり賦課目標といふもの
を立てて行かれるといふことからくる
わけでありませぬか。これは天くだり割
当といふようなことに、結局磨き
いであらうか。その点お伺ひいたしま
す。

○平田(敏)政府委員 これは結局全部
の營業者、納税者につきまして、先
ほど三宅委員とも議論しましたように、
完全に実績を調査して更正決定する
という段階にまで行きますれば、当然
こういうことはなくてもいいわけであ
ります。現在はまだなか／＼申告状況が
一方においてはよくない。他方にお
きましては、調べるに申しまして、そ
う数多くなか／＼調べるわけに参らな
い。ところで申告が低いものをそのま
ま放置しますと、なか／＼適正な納税
を期しがたいので、いろいろの間接調
査によりまして、所得額を推定して課
税する方法をとつております。かよう
な場合におきまして、やはりある程

度財務局がさうな方向によりまして、課税の均衡をはかるようにしない、これまた不均衡な課税になりますから、現在といたしましてはいたしかたないと考えております。さうな趣旨から申しますと、かような点につきましては、今後ともやはりでき得る限り公正な基準でなければいけませんし、さういふ方向で行かざるを得ないと考えております。これはひとりで最近だけではありません。多年財務局が実際に税務署を指導する際に、さういふ方法によりまして指導いたしているわけでございます。更正決定を数多くせざるを得ない場合におきましては、さういふ方向によりまして税務署、財務局を指導して行くことは、どうもいたしかたない制度だと考えるのでございまして、それによつてかえつて課税の公正を期し得る場合も多々あると、私も考えております。

○風早委員 これは所得の計算の一番「いろは」であります。要するに納税等につきましては、その収入から必要な経費を差し引いたものに対して行ふのが当然であります。現在の実情を見ますと、やはり去年の何倍とか、仮更正決定は何割増しとかになつて来ていると思ふのであります。さういふことは税法の違反にはなれないか。最も新しい申告制度に基いた税法の根幹を、これで破つてゐるのではないかと、この疑問も、常に持つてゐるものであります。この点は現在では大蔵当局としてどういふふうに考えていられますか。

○平田(敬)政府委員 税法違反と申し、決定した所得が事実合つてない場合は税法違反だろふと思ひます。決

定する方法は別に法律できめてゐるわけではございませんで、理想の方法といたしましては先ほどから三宅委員にお答えいたしたように、できるだけ実際に帳簿をよく調べた上で決定すること、が、理想的な方法だと考えますが、遺憾ながら現在の状況では、納税者の方は税法に対して十分な理解がない。従つて申告が低い。それかといつてはつたらかしておきますと、賦課税の適正が期せられないので、相当廣範圍に更正決定をせざるを得ない状態にあります。この幅を徐々に縮めて行きますと、何年か先にはほとんど大部分は申告で納めて、一部のものについて徹底的に調べて更正決定をするような運用にもつて行きますのが、理想と考えますが、現在すぐだにそこに行きま

すこともなか／＼困難なこととございまして、いろいろ／＼間接的な方法等によりまして、でき得る限り正しい所得をすみやかに決定して、税源を確保すべきだといふうに行かざるを得ない現状でございまして、それは決して税法違反だとは私は考えません。ただ正しい所得でない場合におきましては、これは税法通りの所得でないわけでございますから、審査請求等によつてよく調べた上で、直すべきものはすみやかに直して行くことにすべきではないかと思ひます。

○風早委員 この更正決定というものはこれは結局政府の調査によつて行くことになつておるのであります。この調査資料も見せないで、調査の根拠というものを明らかにしないで、査定することになりますと、やはりこれは税法の違反であると思ひます。その

おるようなことになつておきえすれば、さしつかえないといわれるのであります。その実質を調査する基準は、どこまでも申告納税制度のもとにおきましては、申告によらなければならぬ。もしも今のような過渡的な必要といふことを言われるならば、やはりその過渡規定を設けて、それによつてなされるのが適法であらう。さういふことになしに、今あの法律があるが、やむを得ずさうやつておるといふのは、やはり実情から見しても、また法律の上から見してもこれは違反になる。われ／＼はさういふうに解釈せざるを得ないのであります。この申告が正しくないといふうに認められた場合、最小限度一回でも納税者の申告の基礎といふものを聞いて、実地に調査すべきであると思ふのであります。が、さういふ点につきましても一回もさういふ手続を踏まないで、そしてただ頭ごなしに査定が行われて来るといふうなところから、事実幾多のいろいろな紛議が巻き起つておるのであります。さういふ点につきましても、現に最近におきましてもいろいろ問題が起つておるわけでありまして、政府は今年度の徴税におきましても、やはり同じような行き方を、これは超過的になむを得ないといふうな意味でなされるつもりでありますか、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 現在の実情は風早さんよく御存じだと思ふのであります。が、多数の納税者はまだなか／＼帳簿をつけておりません。帳簿がありましても非常に不完全なものが多いためでありまして、帳簿によつてまともに調べ上げて、全部の納税者について

決定するといふことは、私どもとしては今の段階としてなか／＼むずかしいと思ひます。かと言つて申告を見たまま、さういふ納税者に対してかけるといふことも正しくない。従いましてある種の納税者について調べたのに基づきまして、あとはいろいろ／＼店舗の状況あるいは実際にある売上金の状態、その他いろいろ／＼な状況を調べまして、それによつて比較検討しまして、できるだけ正しい所得を推定によつて調べ、すみやかに更正決定をやるというところは、今の状況からいいたしますと、やらないかたがない。もちろんそれをやらなければ納税はうまく行かないと私は考えております。従いましてさういふ行き方は決して現在の税法に照して、私どもは法令違反だとは考えておりません。ただでき得る限り正しい調査をして、極力的なはずさないよう

にするといふことにつきましては、全力をあげて努力いたす覚悟でございまして、それから納税者につきましても、正しい帳簿を全部調べないにいたしましても、いろいろ／＼な店舗の状況あるいは商品の在庫の状況その他を調べまして、極力公平な課税をするように努力いたしたい、かように考えます。

○風早委員 さういふ学問的な調査と、一方では申告といふものを十分に基礎にしてやるというために、実はこの再審査といふやうなものにつきましては、特に財務局員がこれに當ることになつておる。ところが実際に申告しては税務署員——税務署員と申しましては十九歳から二十歳ぐらいの若い、さういふ人たちが、これに當つておるといふやうな事実が、各税務署においてあるように見受けるのであります。が、

さういふ点については大蔵当局としてはどういふ処置をとつておられますか。

○平田(敬)政府委員 その点も先ほど三宅委員に詳しく申し上げたのでございしますが、できるならば相当熟練者のみが更正決定をやるというものが、私どもとしては理想として正しい行き方だと考えます。ただ遺憾ながら現在におきましては、多数の納税者について申告の状況が必ずしもよくない。しかも一定の期限まで更正決定をしなければならぬといふことになりまして、ついでそれほど熟練していない官吏にまで分担せしめまして、相当重要な仕事をさせざるを得ない状況でございまして、この運用につきましては先ほど申し上げたように、極力すみやかに熟練した官吏を育て上げるといふことによつて、問題を積極的に解決するといふ方向で、この際私ども極力勉強いたしまして、課税のトラブルが極力少く、円滑に納まるように、お願いしたいと考えております。

○風早委員 次は源泉所得税の負担の問題について伺いたいと思ひますが、主千七百円ベースのとき、大体二十三年度当初予算におきましては、源泉所得税が三百八十億圓になつております。しかるに六千三百円ベースの二十四年度予算におきましては千二百億圓になつておる。これは大体昨年におきましては四月、五月にはまだ二千九百二十四ベース、それから六月から十一月まで三千七百円ベース、いろ／＼段階がありまして少し計算が複雑になるように思ひますけれども、この両者の間におきまします負担の変化といふものは、比率にいたしますとどういふふう

になるか、この点を伺いたいと思います。

○平田(敬)政府委員 勤労所得税につきましては、実は今の税率をきめましては、御指摘の通り三千七百円ベースをきめた際に一緒にきめたのでございまして、その後大分賃金、物価が上りまして、現在は税率、控除等の関係ですえ置きますので、所得がふえた以上に、先ほど申しましたように税額としては増加することに相なるのでございまして。従いまして所得がふえた以上に税金がふえない程度に、改正をいたしたかどうかというところで案をつくりまして、本年度さしあたりといたしましては、とにかく均衡予算をつくるというところで実行を見合せて、将来の改正にゆだねるというところに相なつたのでございまして。従いまして最近の状況から申しまして、すでに予算額が六百十二億円に対して、三月末の勤労所得税は七百三十七億入つております。これはやはり賃金が上りました結果税率、基礎控除等がすえ置かれますと、それだけ所得がふえた以上に税金収入がふえて来る。反面から申しまして負担がふえて来るという結果であらうと思ひまして、大体その辺は傾向として御推察願えるだらうと思ひますが、具体的に所得税の負担額、税法のあとにくつついておられますが、それをごらんくださいと、ただちにその大体の状況がおわかりになるだらうと考へます。

○風早委員 これを四月から十一月までのいろいろな段階を抜きにしますと、非常にこれは増徴になるのであります。昨年は大体七割増—この六千三百円ベースというものは、三千七百

円に對しましては七割増になるのでありますけれども、千二百億の増収ということになりまして三百八十億に對しまして二十割になる。それほどにはならないと思ひますけれども、大体どのくらいになるか。これはひとつ政府の方で人手もありまして、計算器もあることではありますから、ぜひ示していただきたいと思ひます。これはこの制度の、また今年度の税制につきまして討議をする必要な資料と思ひますから、ぜひお願いいたします。

次に所得税につきましては、今度は申告を三期にわたつたわけでありまして、その結果二十四年度の四月十六日から、六月三十日までの所得税の税収入というものは、どういうことになつておるか。これは手続上の問題でもありますが伺いたい。つまり暫定予算というものは四月十五日までしか組んでいないので、これはどういふふうになるのですか。

〔島村委員長代理退席、委員長着席〕

○平田(敬)政府委員 実は租税は税法に従つて徴収するものでございまして、税法は毎年きめるのではなくして法律は一應でき上つておりますので、その法律の適用によりまして歳入に入つてくるわけですから予算は歳入につきましては幾ら入つて来るか見積りまして、その中で適当な金額を四月の暫定予算の歳入に組んだのでございまして。従いまして、四月分として所得税として入つてくる歳入の中で、暫定予算に必要な額を、先ほど御審議をいただきましてした予算の歳入額として、計上いたしましたような次第でございまして。それ以上のこととは特段のことではないと存じます。

○風早委員 次に法人税につきまして、プレミアム課税の廃止に伴つて法人税の減額の見込みというふうなものは、先ほどたしか平年度は大体十一億、今年度は七億というふうな言われたいと思ひますが、そうですか。その場合におきまして、先ほど小山委員から、これは資本蓄積の見地から行われたいと思ひますが、どういふ御見解もありましたが、大体この超過所得者というものは、大きな法人であらうと思はれるのでありますが、改正した結果、法人税の中においての負担の軽減の不均衡というふうなものが起るのではないかと申すのであります。そういう点について、法人の所得をすつと段階別に調べられた資料を、提供していただきたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 プレミアムの免税によつて減額を正確に申しますと、平年度におきまして十一億四百万円、今年度においては七億三千六百万円程度であります。ただこれは御指摘の通り、主として株式を公開しているような大きな会社が多いことは、もちろんお話の通りでございまして。ただ私もとしましては、そこまでこまかく調べて出してはいないのであります。大体において今までの状況から大づかみの推定をいたしたわけではございませう。階級別にお示しすることはちよつと困難ではなからうかと存じます。これについては実は株主側が額面を越えて拂込む金額でありまして、所得税法上、法人税法上はたして所得と見るべきかどうかということについて、実は疑問のある所得なんぞございまして。かつて大正の終りごろ行政訴訟になつた

例もあるのでございます。それでこういうのは、株主たんとする者が拂込む金なのだから、会社の普通の利益とは違ふ。従つて課税すべきでないじゃないかという議論も大分ございまして、今までの法人税の建前から申しますと、やはりこれは益金の一つとして、課税してもいいということになつて参つたのでございまして。しかし、それもさういふ所得でございまして、それから現在の状況下において会社が資本金が少なくて、公算等の方法によつてこの資金を調達する必要があるでございまして。この程度の歳入減ならば実行した方がよろしかろうというところで、提案いたしておるような次第でございまして。

○風早委員 大体初め予定されました四時四十五分という時間が参つたようでありまして、まだ相当質問の事項がありますので、今日はこれで打切つて、明日に続行していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○川野委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

昭和二十四年五月十一日印刷

昭和二十四年五月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局